組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年二月四日

大分市金池町二丁目五番八号

合名会社山口屋菓子店

代表社員　山口　操一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十六年一月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年二月四日

埼玉県戸田市川岸二丁目一〇番二号

有限会社タイセーテクノス

取締役　青柳　喜彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年二月四日

東京都港区高輪一丁目二七番三七号

グレース株式会社

代表取締役　千本　祥子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千六百三十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年三月五日であり、株主総会の決議は、平成二十六年一月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年二月四日

新潟県南魚沼市四十日二四七七番地一

有限会社六日町重機

代表取締役　行方　正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百二十万円減少して九千九百八十万円とし、減少する二千二百二十万円全額を資本準備金に組み入れることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年三月十九日であり、株主総会の決議は平成二十六年一月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月十八日

掲載頁　七十六頁（号外第一五五号）

平成二十六年二月四日

滋賀県長浜市東上坂町三五一番地二

湖北精工株式会社

代表取締役　小川　孝史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五千万円減少し、四億円とし、減少額全額を資本準備金に振り替えることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年二月四日

京都府京都市伏見区南浜町二四七番地

月桂冠食品事業株式会社

代表取締役　大倉　治彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、平成二十五年十一月三十日現在の資本金の額六百六十一億一千六百三十九万二千七百八十円のうち六百二十六億一千六百三十九万二千七百八十円を、資本準備金の額四百十八億七百十二万一千二百四十二円のうち四百十八億七百十二万一千二百四十二円を減少し、それぞれ三十五億円、零円とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は六十億円、資本準備金の額は二十五億円となります。

効力発生日は平成二十六年三月二十八日であり、株主総会の決議は平成二十六年三月二十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十六年二月四日

東京都港区北青山三丁目一番二号

株式会社ＵＳＥＮ

代表取締役　田村　公正

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年二月十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年二月四日

東京都江東区牡丹一丁目七番九号

有限会社ロジプラン

代表取締役　井森　嘉惠

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十六年一月三十日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式二四七、五〇〇株

二、払込金額又はその算定方法　一株につき金四〇〇円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日又は期間等　平成二十六年二月十九日

五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の額の二分の一（一円未満切上げ）を増加資本金の額とし、その余りを資本準備金の額とする。

以　上

平成二十六年二月四日

東京都渋谷区本町一丁目四番一六号

ザ・レジェンド・ホテルズ&トラスト株式会社

代表取締役　嶋田　秀子

取消公告

平成二十五年十二月十八日（号外第二七六号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十六年二月四日

東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目二四番四号

株式会社ＳＬ

代表清算人　中島　貞

取消公告

平成二十五年十月二十一日（号外第二二七号）掲載の第十二期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十六年二月四日

横浜市港北区新横浜三丁目六番地一二

株式会社スカイリー・ネットワークス

代表取締役　梅田　英和

正　誤

平成二十五年八月五日（号外第百七十号）国土交通省告示第七百七十八号（建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

五ページ上段終りから一二行目から一〇行目は次のとおりの誤り。

第三号ロ中「(6)までのいずれか」の下に「及び(7)」を加え、「第一号イからハまで」を「第一号イ(1)から(4)まで若しくはロ(1)から(6)まで又はハ」に、「同号イ」を「同号イ(1)から(4)まで」に、「前号イ」を「前号イ(1)及び(2)」に改め、同ロに次のように加える。

同ページ同段終りから四行目は次のとおりの誤り。

第四号ハ中「いずれか」の下に「及び(4)」を加え、同ハに次のように加える。

同ページ同段終りから二行目は次のとおりの誤り。

第五号中「いずれか」の下に「及びト」を加え、同号に次のように加える。

同ページ下段一行目は次のとおりの誤り。

第六号中「に該当するもの」を「及びトに該当するもの」に改める。

第七号中「に該当する」を「及びトに該当する」に改める。

第八号中「いずれか」の下に「に該当し、天井がト」を加え、同号ロを次のように改める。

ページ	段	行	誤	正
五	下	終りから五	特定天井	特定天井及び

同日（同号外）国土交通省告示第七百七十九号（確認審査等に関する指針の一部を改正する件）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月四日付第二二号六四ページ

ージ●同日付政府調達第二二号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）